

# *Finance Bill 2016*

HMRC 大規模法人税務  
コンプライアンス

2016



HMRCは先の「大規模法人税務コンプライアンスの改善」についてのコンサルテーションを基に、従来の英国の税務の透明性とガバナンスに重大なインパクトを与える法案を発表しました。税務における大企業の社会的責任を大きく変え、税務およびガバナンスについてのHMRCと大企業の関係にも影響を与えるものです。

今回のコンサルテーションでは、前回提案されていた自主行動規範が削除されるなど、留意すべき変更点があります。本規範は不明確な負担をもたらすとの企業側からの懸念に応える形でHMRCがアプローチを変

え、協力的コンプライアンスのフレームワークを提案したことは評価できます。しかし、このフレームワークがHMRCと納税者間の関係性についてどのような影響をもたらすかについては定かではありません。

Finance Bill 2016の多くはHMRCのこれまでのイニシアティブから自然に発展したものであり、グローバルな展開を反映したものです。しかし、透明性の義務（税務戦略の開示、協力的コンプライアンス、および租税特別措置の限定を含む）によって、納税者の透明性に対するアプローチも大きく変わる必要があります。

## Finance Bill 2016の概要

Finance Bill 2016によって、税務プラン、税の公開性の促進、企業ガバナンスの水準とリスク管理の強化に向けた納税慣行の改善を目的とする新たな要件が導入されます。

Finance Bill 2016は主に以下の三分野を扱っています。

1. 英国における税務プランに対する方針とアプローチ、HMRCとのリレーションシップマネジメント、税務リスクおよび社内ガバナンスへのアプローチ等を網羅し、取締役会の承認を得た税務戦略の開示義務。
2. 税務プラン、ガバナンスおよびリスク管理についてHMRCが期待する納税慣行（と同時にHMRC自身が負う義務）を示した協力的コンプライアンスのフレームワーク。フレームワークへの準拠の程度が企業のリスクレーティングを左右する可能性があります。
3. アグレッシブな租税回避プランを繰り返す一部の大企業に的を絞った「特別租税措置」制度。

### Finance Bill 2016の実務面のポイント

- SAO規定の下で「適格」（英国グループの売上高200百万ポンド以上もしくは総資産合計20億ポンド以上が条件）とされたインバウンド、アウトバウンド両方の英国企業グループに適用されます。またパートナーシップ、LLPにも適用範囲が広がりました。
- 上記の売上高・資産額の条件に満たないものの、OECD主導のBEPSによる国別報告書の提出対象企業を親会社に持つ（あるいはグループ本社が税務上、英国居住企業であった場合にはその対象となるであろう）英国法人（連結グループ売上高が586百万ポンドを超えるグループ）も含まれると思われます。また、Finance Bill 2016の対象範囲が予想より広くなったことから、英国における企業の活動実態についてHMRCでは追加テストの導入を検討しているようです。HMRC大規模法人課にCRMを持つ約2,100のグループがターゲット法人とするため、最終的な要件はそれに整合するように修正されるものと考えられています。
- 2016年のFinance Billの効力発生後（2016年7月1日の見込み）に開始される事業年度から適用。
- 税務戦略をネット上で公開する義務（決算書で開示する選択肢を排除）。
- 税務戦略は特定の個人ではなく、取締役会全体の承認を必要とする。
- 不履行の場合は7,500ポンドの罰金が課される。



## Finance Bill 2016は、英国におけるこれまでの透明性とガバナンスの景観を大きく塗り替えるものです。

企業はこのFinance Bill 2016に遅く取組み、対象領域と対応策を以下の手順に従って把握することが必要です。

1. 開示・ガバナンス義務における大きな改正事項である「公開税務戦略」の作成。  
企業は税務プランへのアプローチとHMRCとの関わり方を示すと同時に、効果的な税務ガバナンスの整備とリスク許容度を公表する必要があります。

現行の税務戦略が無い場合は、企業はこれをどのように構築し、そのプロセスには誰が必要なのかを検討しなければなりません。このほか、税務戦略についての公表が他国の税務当局にどう解釈されるか（特に本国の本社の関与を必要とするインバウンド企業）など、国際的側面の考慮も必要となります。

2. 税務ガバナンスの効果的なモニタリングの実現  
協力的コンプライアンスのフレームワークの文言の多くはHMRCの観点からは目新しいものではありませんが、ビジネスリスクレビューの一環として、将来、CRMがフレームワークが示す行動特性に照らして納税者を評価する可能性は高いと考えます。ビジネス上重要な税務リスクがどこにあるかを理解し、リスク評価が確実に行われ、効果的に管理されているかどうかを明確に示すことができるかどうかが、HMRCとの関係改善とリスクレーティングの低下につながります。

3. 税務およびガバナンスへのアプローチと協力的コンプライアンスとの整合。

多くの企業にとってこれがFinance Bill 2016の中で最も難しい部分でしょう。特にフレームワークの一環として、企業が「議会の意図に反しない税務結果をもたらすような取引構成になっていると合理的に判断できる」という点については、経営上層部を関与させ、自社の事例と状況に応じてどのように解釈するかを把握する必要があります。

Finance Bill 2016を境に、正式な税務管理フレームワークは日常的なものとなっていくでしょう。また、この変化は、BEPS（特に国別報告書）およびEU圏内で進行中の税務の透明性の開示義務化など、税務に対する監視意識が世界的に高まっていることにも関連しています。

また、税務関連の情報に関する開示義務が拡大されることを受けて、企業においては、税務担当部門を超えて、全ての関連部門が新たな要件を広く理解し、対外的な情報の発信プロセスに組み込んでいくことが重要です。

# 私たちのサービス

以下の重点領域に絞った体系的なアプローチで効果的な対応をお手伝いします。

- **影響度評価:** Finance Bill 2016が貴社の事業に及ぼす影響について個別に分析し、注力すべき分野の特定と万全な対策の整備をお手伝いします。
- **税務戦略およびリスク&ガバナンスフレームワークの構築:** 貴社の税務戦略およびリスク&ガバナンスフレームワークが Finance Bill 2016で求められる要求水準を満たすものであるかの検討を行わせていただきます。フレームワークの構築が現在進行中である場合は、私たちこれまでの経験と知見を動員し、貴社事業にしっかりと埋め込まれた万全の戦略とリスク管理フレームワークの整備をサポート致します。

- **広い観点からの分析:** 税務プラン、税務ポリシー、税務の透明性に関する報告書および全般的な税務マネジメントに対する貴社のアプローチについてより広い観点から分析するお手伝いを致します。個々の分野の考察に加え、PwCのT3M（税務マネジメント及び分析ツール）などの税務診断ツールを用いた幅広い検討が可能です。

社内の様々なステークホルダーおよび見解を取り込むことが効果的な対応には不可欠です。PwCのワン・タックス・アプローチはこの点を踏まえ、税務報告・戦略、紛争処理および国際税務の各チームが専門知識を結集し、税務ポリシーの構築をより広い観点から議論しつつ、本コンサルテーションの個々の要件への対応をお手伝いします。

## お問い合わせ

### **Giovanni Bracco**

T: +44 (0)20 7804 4059  
E: giovanni.bracco@uk.pwc.com

### **Ray Farnan**

T: +44 (0)20 7213 1542  
E: raymond.m.farnan@uk.pwc.com

### **Stuart MacPherson**

T: +44 (0)20 7212 6377  
E: stuart.t.macpherson@uk.pwc.com

### **Andy Olymbios**

T: +44 (0)20 7212 1238  
E: andy.olymbios@uk.pwc.com

### **Andrew Packman**

T: +44 (0)1895 522104  
E: andrew.packman@uk.pwc.com

### **Mark Schofield**

T: +44 (0)20 7212 2527  
E: mark.schofield@uk.pwc.com

### **Simon Wilks**

T: +44 (0)20 7804 1938  
E: simon.wilks@uk.pwc.com

### **Stella Amiss**

T: +44 (0)20 7212 3005  
E: stella.c.amiss@uk.pwc.com

### **Alex Henderson**

T: +44 (0)20 7804 6370  
E: alex.henderson@uk.pwc.com

### **Yoichi Takagi**

T: +44 (0)20 7804 9434  
E: yoichi.takagi@uk.pwc.com

### **Hideki Shiota**

T: +44 (0)20 7213 3697  
E: hideki.shiota@uk.pwc.com

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2016 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to the UK member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

160223-142752-ST-OS